

図説 竹島=独島問題の解決

竹島 = 独島は、領土問題でなく歴史問題である

久保井規夫著



柘植書房新社



日露戦争後、伊藤博文統監は、韓国英親王を日本留学を名目に人質にし、韓国国政を牛耳る。駐箇軍（長谷川弘道大将）による憲兵警察の弾圧を展開した。英親王が帰国できたのは韓国「併合」後である。（1908.11.1「東京パック」有楽社）第9章第1節。

独島=竹島は韓国領
米国政府地名委員会（BGN）、米国国防総省国
立地理情報局（NGA）は、独島=竹島を韓国領
(South Korea)とする。
世界各国も認めている現
実を知るべきである。第
12章第2節。

はじめに 対立てなく、平和友好の絆を守ろう

竹島=独島問題は、今日、日韓両政府が、領有権を主張し合っている問題である。戦後独立した韓国は、独島=竹島を、1948年、慶尚北道麟陵郡に含め、1954年からは海洋警察隊を常駐し、実質的に自国領土としている。これに対して、日本政府は、1905（明治38）年、閣議決定で、2月22日に竹島=独島を島根県隱岐島所管としたので、「不当」と主張する。日本政府が、領土ナショナリズムを鼓吹する下で、2005年、島根県議会は「竹島の日を定める条例」を可決し、日本現政権は、「竹島の日」を国家行事にと画策している。

一方、韓国政府は、すでに、1900年、大韓帝国勅令で、独島=竹島の領有を公示していたにもかかわらず、日本軍が韓国の主権を侵害していた日露戦争（1904～05年）の最中に、1905年閣議決定で、韓国領だった独島=竹島を奪った。さらには韓国「併合」で全土を植民地化した。その最初の過程で奪われた独島=竹島を、取り返した正当な行為とする。

事実はどうか。日本政府は、近世の江戸幕府も、近代の明治政府も、麟陵島とともに独島=竹島を朝鮮（韓国）領土と認めていた解決済みの問題であった。すなわち、江戸期は、異国渡海を禁止していた鎖国令下である。1696年正月、元禄の鳥取藩竹島事件で、竹島（麟陵島）、松島（竹島=独島）への渡海を異国朝鮮国への渡海として禁止した。さらに、1836年6月、天保の浜田藩竹島事件では、竹島（麟陵島）、松島（竹島=独島）へ渡航しての貿易は、異国との密貿易として厳重に処罰した。近代においても、明治政府太政官指令で、1877年3月29日、「竹島外一島之儀、本邦關係無之儀」として、竹島（麟陵島）、外一島（独島=竹島）を朝鮮（韓国）領土として決定していた。

しかし、近代に入って、海にも国境線（領海）が重視される。それ以前、大らかな入会の海にあった島の名称は、それぞれの国の民が違った呼称をしており、「固有の領土」などという表現が成り立たない。日本の漁民が、朝鮮（韓国）の麟陵島を「竹島」、于山島を「松島」と称した。これらが、それぞれの国の官選書など信頼できる文献・絵図に記載されていることが、領有権に重要な意味を持つ。文献・絵図の分析を孫引きで引用するのは研究者として怠慢である。私は、可能な限り原本史料、絵図を自ら分析することに努めた。

日本は、日露戦時、帝国主義の本質を露呈した。派兵軍で韓国政府に圧力を加え、1904年2月23日に「日韓議定書」、同年8月22日に「第一次日韓

協約」を締結させ、韓国から戦略要地の接收と、外交権に日本の同意を強制した。1905（明治38）年正月、日本は閣議決定で、韓国領土であった独島（竹島）を、露国ウラジオストック港に対峙する日本海の制海権要地として占有し、日本領土化を行った。軍事用の海底電線を敷き、望楼を建てるためであり、そのための調査を前年から海軍は実施していた。これは、1910年の韓国「併合」の前段となる最初の領土略奪だった。一方で、日本側は、地元漁民の海驥漁申請に応えたと述べるが、欺瞞である。ごく最近、著者は、日本海軍軍令部「韓国及び薩摩・対馬・サハリン海底電線設施写真他（1904～05）」を拝見した。露国ウラジオストック港へ向かうバルチック艦隊の予想航路に関わる、九州から日本海全域に渡り、韓国沿岸・島々、朝鮮海峡、津軽海峡にと監視所・海底電線を設営するため、調査と工事を行った百余枚の写真原版がある。もちろん、竹島＝独島も含まれていた。一漁夫の申請受理との偽装は崩れたのである。

日露戦争後、韓国を武装占領した日本は、1905年11月17日、韓国閣僚に「第二次日韓協約」を強制し、韓国統監府を置き、保護国とした。抵抗する韓国高宗皇帝に対して、「保護権を拒否することは、日本への宣戰布告と見なす」と恐喝し、退位させた。次いで、純宗皇帝の下、1907年7月24日に締結した「第三次日韓協約」で、日本は、韓国の施政を統監府指導下にし、閣僚・高級官吏の任免は統監府の同意とさせ、国政の実務を掌る政務次官には日本人を任命させたりした。続けて、韓国軍を解散させ、軍事・司法・警察権を掌握した日本は、駐留軍・憲兵による武断支配を展開していく。

内政権・外交権を完全に奪った日本は、清韓両国の国境を清国と交渉し、1909年9月4日、新設鉄道沿線の権益を日本のものとする見返りに、間島地方の韓国領有権を清国に割譲した。これが、韓国「併合」への前段となる第二の領土侵略であった。否、正確には、韓国「併合」とともに進められたというべきである。すでに、1909年7月6日、桂内閣は、「対韓政策確定の件」を閣議決定していた。要旨は、「適当の時期に於いて韓国の併合を断行する事。韓国を併合し、之を帝国の版図の一部と為すは半島に於ける我が実力を確立する為、最も確実なる方法たり」「韓国の防御及び秩序の維持を担任し、之が為に必要な軍隊を同國に駐屯せしめ、且つ出来得る限り多数の憲兵及び警察官を同國に増派し、十分に秩序維持の目的を達する事」。日本は、韓国を占領地支配同様に、駐留軍と憲兵警察によって、根強い抗日義兵を鎮圧しながら、韓国民衆の抵抗を弾圧した。1910年8月22日、今や日本の傀儡と成り果てた李完用韓国總理大臣は、第三代統監として赴任してきた寺内正毅から、突き付

けられた「韓国併合に関する条約」に全権として記名調印した。

以上のごとく、日本によって外交権・内政権をも奪われて、国家存亡の危機に瀕していた韓国政府が、1906年、鬱陵郡守から報告された、鬱陵郡属島の独島＝竹島が日本に領有化されたことに対して抗議するなどなし得る余裕のない出来事であった。しかも、実務を担う韓国中央官庁・外部省の政務次官は、統監府に任せられた日本人であった。独島＝竹島問題を、領土問題として取り上げ、まして韓国を管轄する日本政府へ抗議するはずがなかった。無人島の独島＝竹島と違って、10万余の朝鮮人が居住していた広い間島地方でさえ、韓国政府は何ら意向を述べることができず、なり変わった日本国全権大使が、日本の国益を優先して清国全権大使と国境条約を締結したのが、当時の領土をめぐる状況であった。

なお、敗戦国日本を占領した米軍を中心とする連合国軍は、1946年1月29日、「連合国軍最高司令官覚書」(SCAPIN第677号)で、鬱陵島・リアンクール島・濟州島を日本の統治・行政から除外し、韓国領とした。このリアンクール島が、独島＝竹島である。しかし、米ソ冷戦下においては、すぐには戦略拠点の独島＝竹島は韓国へ返還されず、米軍は爆撃訓練地として使用した。これをもって、日本政府は、独島＝竹島を自国領土と占領米軍に認可されたと我田引水の判断をしてきた。

そこで、韓国大統領李承晩は、平和ラインで独島＝竹島を自国領土として取り戻し、以来、独島＝竹島は、韓国の実効支配下にある。日本政府は、1954年、竹島＝独島問題の解決を国際司法裁判所(ICJ)に付託することを提案した。韓国側は、この提案を拒否した。付託するには、両国がともに領土紛争があることを認めて、裁判所に付託し判決に従うことが前提である。実効支配している側の国が、この国際司法裁判所に付託する必要はない。韓国政府は、「独島に対する領有権を保持しており、この権利を証明せねばならない理由は何ら存在しない」「日本による侵略に対する主権の象徴として独島を護持する」としている。確かに、日本が実効支配してきたとする尖閣＝釣魚諸島問題では、日本政府は、中国との領土問題は存在しないとして、国際司法裁判所どころか、国際問題化されることを回避している。このような自己的なダブルスタンダードの矛盾した態度は、国際的に通用するはずがなく、対外軋轢を助長するばかりである。

以上のような歴史の事実と現状から、竹島＝独島問題は、日韓両国が領土問題として対立しあうのではなく、日韓両国民が歴史問題として、真摯に議論

し理解しあうことでしか解決できない。ところが、日本政府は、竹島＝独島問題を日本領有化に有利な情報だけを公にして、外務省「竹島問題を理解するための10のポイント」などとして、国民に開示・報道しているにすぎない。国内外での研究・論議の場も設けず、現政府主導で一面的な領土問題化の道を突き進んでいる。もちろん、日韓両国研究者間のシンポジウムもない。それでいて、現政府は、「竹島の日」の国家行事化、そして、「君が代・日の丸」強制と同様に、検定教科書へ竹島を「日本固有の領土」として記述し、学校での領土教育強制などを進めている。

公立学校教師でもあった私には、学校現場で生じる混乱が目に浮かぶ。日本の植民地支配によって、多くの在日韓国人生徒が、公立学校にて日本人生徒とともに学んでいる。現政府の領土教育方針によれば、在日韓国人生徒に対して「お前たちの母国は日本の領土を不法占拠している」などと、教師に頭ごなしに教えることを強要する。共に学んでいる日韓両国生徒の間には、不信と対立しかもたらさないだろう。領土ナショナリズムを高揚し日韓両国民の対立を増幅しているだけである。

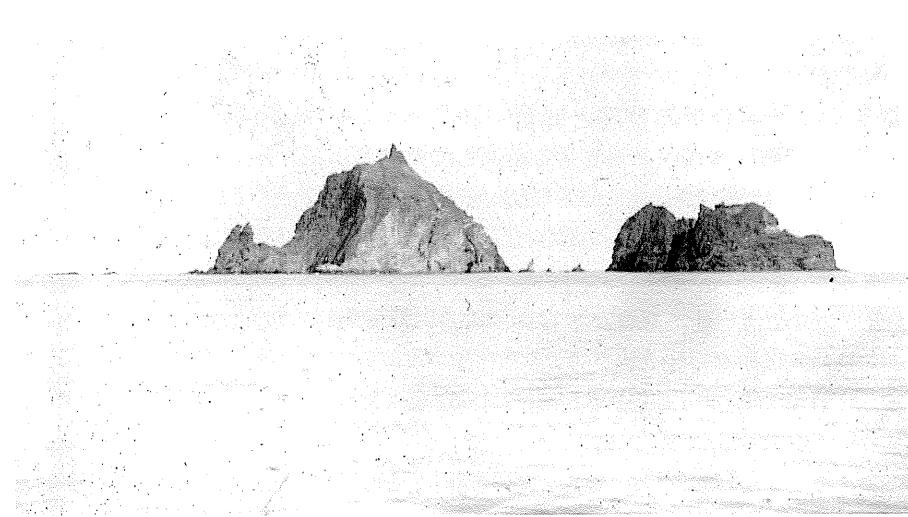
そもそも、日韓両国の間で、その領有権をめぐって議論対立がなされている問題を、歴史的にも、学術的にも、きちんと公開検証を重ねていない。現政府見解は、外務省担当部署と、「竹島＝独島は日本領土」と初めから結論ありきの一面的な学説だけに偏った「島根県竹島問題研究会」のごとき御用研究機関に依拠している。それは、竹島＝独島から韓国「併合」の負の歴史を踏まえ、善隣友好こそ戦後日本の課題として積み上げてきた、これまでの営みを否定する行為である。そのため、政治的経済的文化的面でも、身近な親善行事から個々の人間関係にまで、歪みを生じさせた。せっかく培われてきた在日韓国人との共生の絆を傷つけた。このように領土ナショナリズムは、敵対関係を強め、軍備増強！ 戰争への道を開く危険なものである。

私は、領土ナショナリズムの策動を阻止し、対立でなく友好と共生の絆を守りたい！ 私は、忌憚なく、日韓両国の史料・文献に目を通し、論議を分析し、現地フィールドワークも行い、歴史問題として解決できるという確たる結論に達した。できる限り多くの方に、竹島＝独島問題を正しく理解していただきたい。わかりやすく、関係する書籍・絵図・資料を分析し、解明していくために、図説という形態を執った。これは、学校でわかりやすい授業を目指してきた教師出身の歴史研究者の良い特性と思っている。頭ごなしに学校へ押し付けられた歪んだ領土教育を是正する教材資料にもなるであろう。本書の刊行に続

けて、現政府見解に異議を唱えるだけに、世論を喚起するきっかけとなるよう簡潔に要旨をまとめたパンフレットも作成する所存である。それは現政府見解のごとく、日韓英語版も必要となるだろう。

日韓両国民は、領海・経済水域という権益が拮抗する課題でも、相互に配慮する日韓漁業交渉を継続してきた。経済と地域交流でも、人間関係を深めながら、互恵共栄の実績を積み上げてきた。韓国「併合」という負の歴史も、「前事不忘、後事之師」として、平和友好こそが第一とする関係を維持していきたい。日韓両政府が、竹島＝独島の領有権で対立している現状では、まずは、民間から、学術の面から、解決への糸口を引き出すことも無為ではない。そのため、両国民が、歴史認識を深め、誠心対話で竹島問題など両国民に関わる課題を解決されることを望み、本書を著した。そして、日本に在日韓国・朝鮮人が多い現実に、過去の日本による植民地支配があつた負の歴史を決して忘却することなく、歴史を正しく認識すれば、友好の明日を築きあえる。「竹島＝独島問題」は、日韓両国民が、日韓両政府が、対立しあう領土問題ではなく、歴史問題として理解を深め合うことから解決の道が開ける。

久保井 規夫



竹島=独島の全景
現存最古の竹島=独島の写真。海軍省1904.11.20、日本軍艦対馬が調査撮影。個人蔵。

図説 竹島=独島問題の解決◆目次

はじめに 対立でなく、平和友好の絆を守ろう	9
第1章 竹島=独島をめぐる日韓の出来事	20
(1) 近世<朝鮮王国と日本江戸幕府>	20
(2) 近代<朝鮮王国・大韓帝国と大日本帝国>	21
(3) 戦後から現在<大韓民国と日本>	23
第2章 地図が証左する竹島=独島の領有権	25
(1) 朝鮮版古地図の于山島と竹島 = 独島	25
(2) 欧米版地図に初出の独島 = 竹島は韓国領	26
(3) 日本版地図に初出の竹島 = 独島と朝鮮	32
(4) 日露戦争前には、独島 = 竹島は韓国領	37
1. 当時の朝鮮地図に、独島 = 竹島は載っている	37
2. 当時の日本地図には、竹島 = 独島は入っていない	40
(5) 日露戦争後に、竹島 = 独島は日本領へ	43
1. 韓国地図から独島 = 竹島が除かれた	43
2. 日本地図に竹島 = 独島が入れられていく	44
3. 戦後から現在の地図	45
第3章 地図分析の整理と発見	47
(1) 于山島 = 独島 = 竹島とする論拠と限界	47
1. 于山島が鬱陵島の東に位置する事例	47
2. 郁陵島近傍の小島は、竹嶼などいくつもある	49
3. 于山島説には限界と課題がある	51
(2) リアンクール・ロックと竹島 = 独島の位置	51
(3) 長久保赤水の「改正」の意図が歪められた	53
1. 外務省は、提示する赤水図を作成している	53
2. 赤水図の幻の元版から改正版へ	55
3. 赤水図改正版は竹島・松島を異国渡海禁止として描いた	57
(4) 竹島と鬱陵島とは別の島と思っていた	59
1. 空島の鬱陵島を新島（竹島）発見と見なした	59

2. 対馬藩は、鬱陵島（竹島）の領土化を企てて失敗した	61
3. 江戸期の地図は、鬱陵島と竹島を別の島と表していた	61
第4章 江戸幕府は竹島・松島を朝鮮領と定めた	64
(1) 元禄の鳥取藩、竹島一件	64
1. 鳥取藩は、鬱陵島を新島発見の竹島とした	64
2. 日朝の漁民、鬱陵島（竹島）で対峙する	67
3. 日本は、竹島・松島を朝鮮領土と認めた	69
①竹島領有をめぐる日朝交渉と安龍福	69
②対馬藩は、鬱陵島を日本領竹島と謀ったが失敗した	69
③竹島・松島は我が領土では御座なく候	71
④竹島渡海禁止後に安龍福の来航	72
(2) 天保の石見国浜田藩、竹島一件	75
1. 石見国浜田藩の商人が松島渡海で処罰された	75
2. 「松島は日本領で渡海自由」とはごまかしである	78
第5章 独島=竹島は朝鮮（韓国）領だった	81
(1) 「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」	81
(2) 「外一島」は、松島（独島 = 竹島）である	82
(3) 朝鮮鬱陵島の開拓と日本・ロシア	86
(4) 韓国勅令で、国際法的に独島は領有化された	88
1. 「鬱全島と竹島、石島を管轄すること」	88
2. 石島を独島 = 竹島に比定できないとする説	90
①「石島は觀音島」とする下條正男さんへの反論	90
②「石島は不明」とする池内敏さんの限界と弊害	92
3. 石島を独島 = 竹島に比定する説	96
①鬱陵島民が、独島 = 石島と呼称したとする	96
②位置と内務官僚の調査報告を踏まえた大西俊輝さん	100
③リアンクール・ロックを韓国も把握していた	102
第6章 日清・日露戦争と韓国侵略	112
(1) 朝鮮への介入支配を争う日清戦争	112
1. 甲午農民戦争の改革への日清の介入	112

2. 日清戦争とロシアと独島 = 竹島	114
(2) 日露戦争とリアンクール・ロックの戦略的位置	115
1. 日本海（東海）の制海権	115
2. 旅順とウラジオストックの露艦隊	117
3. 「満洲」での戦いの継続は無理であった	119
4. 日本軍の韓国駐留と兵站基地化	120
①「日韓議定書」による軍略上の収奪	120
②日本軍、韓国を軍事支配する	122
第7章 リアンクール・ロック（独島）の強奪	125
(1) バルチック露艦隊派遣と制海権	125
1. 露艦隊はウラジオストック港に向かう	125
2. 韓国鎮海湾を露艦隊迎撃の拠点とした	126
3. バルチック露艦隊の航路はどこか	127
(2) 戦略のために独島 = 竹島を強奪した	128
1. 急げ！ 沿岸・島々の望楼、海底電線	128
2. 独島 = 竹島への望楼・海底電線の設営	132
3. 望楼・海底電線設営の写真史料	136
(3) バルチック露艦隊の殲滅	138
1. 「敵艦見ゆ、天気晴朗なれども波高し」	138
2. 「皇國の興廢、此の一戦にあり」	141
3. 鰐陵島と独島 = 竹島にて最終決戦	143
4. 竹島 = 独島は、戦略要地であった	145
第8章 竹島=独島の島根県編入と経営	148
(1) 「海戦に光栄ある竹島」と持て囃す	148
1. 「島根県の光栄」と喜ぶ知事	148
2. 田山花袋も、「光栄ある一小島」	149
3. 投稿も、「ああ竹島」と礼賛	150
(2) 竹島を島根県所轄とした顛末	151
1. 中井養三郎を口実にした領有化策動	151
①海驥漁の独占を狙った申請だったが	151
②領有化への申請変更を勧められる	152
2. 「無主地先占」で島根県へ編入	153
3. 鰐陵郡守の上申に韓国政府対処できず	156
①島根県竹島視察団の派遣	156
②視察団、鰐陵郡守に独島 = 竹島領有化を告げる	157
③韓国政府は、領土侵犯とみなしていた	158
④日本側で、韓国領と思っていた文献	159
(3) 日本側の「竹島」の実効的支配	160
1. 「竹島」と中井養三郎らの漁獵	160
2. 海驥漁は終焉しても、戦略要地であった	161
第9章 朝鮮王朝父祖の地、間島も奪われた	164
(1) 保護国強要と屈辱のハーグ	164
1. 日本は、外交権を奪う保護国条約を強要した	164
2. ハーグ特使事件で、高宗を退位させた	166
3. 韓国軍解散による武装解除と抗日義兵	170
(2) 国境の間島地方を清国に渡す	171
1. 間島地方、十万余の韓国人民	171
2. 爭議の定界碑の解釈を日清で決定	172
3. 吉長鉄道沿線の権益と間島の韓国民	173
第10章 敗戦後の竹島=独島の領有権	176
(1) 占領軍司令部の竹島の取り扱い	176
1. 竹島 = 独島は韓国領とされていた	176
2. 講和条約で竹島 = 独島を記載せず	177
(2) なぜ講和条約から「竹島」は消されたのか	179
1. 日本のロビー活動が韓国を凌駕した	179
2. 朝鮮戦時下、在日米軍管轄とされた	180
3. 戦略で済州島まで日本領とされかけた	182
4. 竹島を日本領域外としたマスコミ	183
(3) 日韓の漁業権紛争と竹島 = 独島	184
1. マッカーサーラインが絶対であった	184
2. 李承晩ラインとABCラインの対立	185
3. 日韓両国は実効支配を争った	187

第11章 竹島=独島問題の現状	190
(1) 14年にわたる国交正常化交渉	190
1. 植民地支配の反省なく、日韓会談決裂 190	
2. 日韓会談再開されるも頓挫 192	
3. 請求権と李ラインの解決を提案 193	
4. 国交正常化なるも竹島=独島問題は留保される 195	
(2) 竹島=独島問題の実効支配を競う	197
1. 竹島=独島問題の提起と拒否 197	
2. 「日韓紛争解決交換公文」の存在 200	
3. 200海里水域設定で、再び火が付いた 201	
(3) 妥協の新漁業協定と「竹島の日」	202
1. 竹島=独島を封印した新漁業協定 202	
2. 領有権を前面に出した「竹島の日」 203	
3. 教育で強要する領土ナショナリズム 205	
(4) 鬱陵島と竹島=独島の調査紀行	208
1. 独島=竹島調査を外務省から牽制 208	
2. 観光船で浦項港から鬱陵島へ 209	
3. 韓国が実効支配する独島=竹島 210	
4. 安龍福と独島博物館見学 211	
5. 鬱陵島から展望した島々 212	
6. 日露戦跡の調査 212	
7. 外務省見解は恥すべき所産 213	
第12章 竹島=独島問題の解決	214
(1) 日韓両政府が耳を傾け合おう	214
1. 史料の隠蔽、解釈の強弁を止める 214	
2. 固有領土論は、論議からの逃避 215	
3. 歴史的に竹島=独島の領有権を 216	
4. 敗戦後と朝鮮戦争戦時的情勢 217	
(2) 解決は、交渉か、国際司法裁判所か	218
1. 抗議の応酬は、敵愾心を煽るだけ 218	
2. 「日韓紛争解決交換公文」は、明日のため 219	
3. 国際司法裁判所付託は解決放棄 220	
(3) 歴史問題として理解し解決する	224
参考文献、図版の出典・所蔵一覧	228

正憲「領土問題の真実」PHP研究所 2010。東郷和彦「日本の領土問題」角川書店 2012。芹田健太郎「日本の領土」中央公論新社 2002。SAPIO 編集部「竹島・尖閣の真相」小学館 2012。海野福寿「韓国併合」岩波書店 1995。原田敬一「日清・日露戦争」岩波書店 2007。高崎宗司「検証日韓会談」岩波書店 1996。黄文雄「韓国・北朝鮮を永久に黙らせる」ワック 2012。下條正男「竹島は日韓どちらのものか」文芸春秋 2004。櫻井よしこ「日中韓歴史大論争」文芸春秋 2010。山田吉彦「日本国境戦争」ソフトバンク 2011。孫崎享「日本の国境問題」筑摩書房 2011。和田春樹「領土問題をどう解決するか」平凡社 2012。「日本の領土と領海」日本文芸社 2012。藤原芳男「竹島事件史会津屋八右衛門」浜田市観光協会 1988。検定韓国高等学校近現代史教科書「韓国近現代の歴史」明石書店 2009。「日本人が知らない領土の真実」「中国・韓国の歴史教科書に書かれた日本」宝島社 2011。「アサヒグラフ」(1955.12.21、1958.1.19、1959.6.14)。

■著 者 久保井 規夫 (Kuboi Norio)

香川県仲多度郡琴平町出生。香川大学教育学部卒業。大阪府公立学校教諭勤務。同和・人権教育研究協議会の役職歴任。私立大学元講師。歴史学名誉博士。アジア民衆歴史センター主宰。海南島近現代史研究会副会長。

「竹島の日」を考え直す会理事長。著書多数。例えば、「教科書から消せない歴史—「慰安婦」削除は真実の隠蔽」「消され、ゆがめられた歴史教科書」「絵で読む 大日本帝国の子どもたち」「日本の侵略とアジアの子どもたち」「絵で読む 紫煙・毒煙、大東亜幻影」「図説 病の文化史」「図説 食肉・狩漁の文化史」「地下軍需工場と朝鮮人強制連行」「図説 朝鮮と日本の歴史 光と影 前近代編」「図説 朝鮮と日本の歴史 光と影 近代編」「わかりやすい日本民衆と朝鮮の歴史」「わかりやすい日本民衆と部落の歴史」「入門朝鮮と日本の歴史」「入門日本民衆の歴史」「江戸時代の被差別民衆」「近代の差別と日本民衆の歴史」「戦争と差別と日本民衆の歴史」etc

■著 者 久保井 規夫 (Kuboi Norio)

図説 竹島=独島問題の解決 竹島=独島は、領土問題でなく歴史問題である

2014年6月20日第1刷発行 定価2500円+税

著 者 久保井 規夫

発 行 栃植書房新社

〒113-0033 東京都文京区本郷1-35-13 オガビル1F

TEL 03 (3818) 9270 FAX 03 (3818) 9274

<http://www.tsugeshobo.com> 郵便振替00160-4-113372

印刷・製本 創栄図書印刷株式会社

乱丁・落丁はお取り替えいたします。

ISBN978-4-8068-0661-5 C0030

JPCA

本書は日本出版著作権協会（JPCA）が委託管理する著作物です。
複写（コピー）・複製、その他著作物の利用については、事前に
日本出版著作権協会 日本出版著作権協会（電話03-3812-9424, info@jcpa.jp.net）
<http://www.jcpa.jp.net/> の許諾を得てください。